

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根岸幸司

<p>百二十五号</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市豊野台二丁目七八九番 七地先から加須市南大桑字川 面三七三三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月二十日 (午後三時)</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三〇一〇・〇〇メートル</p> <p>の供用開始である。</p> <p>平成二十二年七月三十日付け行田県土 整備事務所長告示第十二号及び令和二 年三月十七日付け行田県土整備事務所 長告示第三号で告示した道路予定区域</p>	<p>備考</p>